

立命館科学技術振興会会則

(名称)

第1条 この会は、立命館科学技術振興会(以下「振興会」と称する。

(所在地)

第2条 振興会は、滋賀県草津市野路東一丁目1-1 立命館大学びわこ・くさつキャンパス内に置く。

(目的)

第3条 振興会は、産学協同を基調に科学技術の振興に寄与し、立命館大学における理工学研究及び教育活動の推進と産業界の発展を援助するため、自主・民主・公開・平和利用を交流の原則として、各種の奨励振興事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 振興会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 科学技術の振興に関する事業
- (2) 奨学事業及び科学技術教育の振興に関する事業
- (3) 産学協同の促進に関する事業
- (4) 会員の募集に関する事業
- (5) その他振興会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 振興会は、この会の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 法人会員 国内外の企業及び団体等
- (2) 個人会員 立命館大学教職員、卒業生、その他
- (3) 終身会員 科学技術振興会事業に顕著な貢献があると認められた者

2 前項第3号を除く会員は、毎年度定められた会費を納めなければならない。

3 会費の納入に関しては、5月末までに納めなければならない。

4 会員は届出により休会することができる。

- (1) 「休会会員」は会費の納入を免除する。
- (2) 「休会会員」に広報誌の配布、会員特典、その他の会員向けサービスの提供はしない。
- (3) 「休会会員」は会員データに休会と明記して掲載する。
- (4) 「休会会員」は振興会会員としての総会議決権は持たない(会員総数に含まない)。

(5) 休会期間は会費納入の観点から、年度単位(4月から翌年3月)とし、3年を限度とする。

(6) 振興会事務局から次年度会費請求時に本人宛に、再開、休会の延長、退会の判断を促す連絡をする。

5 法人会員が年度途中での入会を希望する場合は10月以降の入会であれば当年度の年会費は5万円とし、次年度より10万円の会費とする。

(各種機関)

第6条 振興会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事業推進委員会
- (4) 各種委員会

(総会)

第7条 定時総会は、毎事業年度の終了日の翌日から3ヶ月以内に開催しなければならない。役員会において必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会の定足数は、会員の3分の1以上とし、出席会員の過半数をもって議決する。

3 総会の招集及び総会の議長は、会長が行う。

4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 前年度事業報告、決算の承認
- (3) 事業計画と予算の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他、振興会の目的達成のため必要な重要事項の承認

(役員会)

第8条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監査委員 2名

2 前項の役員をもって、役員会を構成する。

3 役員会は、次の事項を行う。

- (1) 総会で承認された事業の推進
- (2) 行事の企画、運営
- (3) 各種委員会の設置、指導
- (4) 会員との連絡、調整
- (5) 振興会の広報活動
- (6) その他、振興会を運営するために必要な事項

4 役員会は、監査委員2名を除く役員過半数をもって成立し、監査委員2名を除く出席役員過半数をもって、議決する。

(会長の選任・任期等)

第9条 会長は、振興会会員のうちから定時総会において選任する。

2 会長の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

3 会長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

4 会長は、振興会の業務を統括し、振興会を代表する。

(副会長の選任・任期等)

第10条 副会長は、振興会会員のうちから定時総会において選任する。

2 副会長の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(幹事の選任・任期等)

第11条 幹事は、振興会会員のうちから定時総会において選任する。

2 幹事の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

3 幹事は、振興会の運営および振興会の目的達成のため企画、立案にあたる。

(監査委員の選任・任期等)

第12条 監査委員は、振興会会員のうちから定時総会において選任する。

2 監査委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

3 監査委員は、会計監査及び業務執行監査を行い、その結果を総会に報告する。

(事業推進委員会)

第13条 振興会の事業に関する具体案を策定するため、役員会の下に事業推進委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 副委員長 1名もしくは2名
- (4) 事業推進委員 18名以内
- (5) 監査委員 1名もしくは2名

3 前項の構成員は、会長が任命する。

4 委員会は、委員長が招集し議長となる。

5 委員会は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(名誉役員)

第14条 振興会に功績のあった役員経験者から名誉役員を置くことができる。名誉役員の選出は役員会によって議決する。

(会計)

第15条 振興会の事業費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 年会費は、法人会員1口10万円、個人会員1万円とする。
- 3 振興会の会計及び事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 4 毎事業年度終了後は、定時総会において決算の承認を受けなければならない。

(事務局)

第16条 振興会の事務局は立命館大学BKCリサーチオフィスに置く。

(会則改定)

第17条 本会則の改正は、総会の承認を受けなければならない。

付則1. 本会則は、1996年3月1日より施行する。(1996年3月1日設立総会承認)

付則2. 本会則は、1997年6月1日より施行する。(1997年5月29日定時総会承認)

付則3. 本会則は、1999年4月1日より施行する。(1999年5月13日定時総会承認)

付則4. 本会則は、2001年4月1日より施行する。(2001年5月11日定時総会承認)

付則5. 本会則は、2004年4月1日より施行する。(2004年6月3日定時総会承認)

付則6. 本会則は、2005年4月1日より施行する。(2005年6月24日定時総会承認) (変更点: 事業推進副委員長の人数)

付則7. 本会則は、2006年4月1日より施行する。(2006年6月9日定時総会承認) (変更点: 事務局 理工リサーチオフィス)

付則8. 本会則は、2010年4月1日より施行する。(2010年6月7日定時総会承認) (変更点: 第5条に3~4の会則および4-(1)~(6)の細則追加)

付則9. 本会則は、2012年6月21日より施行する。(2012年6月21日定時総会承認) (変更点: 名称変更: 理工学振興会から立命館科学技術振興会に変更)

付則10. 本会則は、2014年6月6日より施行する。(2014年6月6日定時総会承認) (事業推進委員会の構成、事務局 リサーチオフィス(BKC))

付則11. 本会則は、2015年6月5日より施行する。(2014年6月5日定時総会承認) (変更点: 会費納入時期、事業推進委員会の構成員、年度途中の入会、事務局名称)